

情報公開第02470号  
令和 6年 3月19日

山中 理司 様

外務大臣



## 裁決書の謄本送付について

令和 2年 8月 6日付けでなされた審査請求に対する裁決書の謄本を送付します。

### 付属添付

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第3項の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する物は法務大臣となります。）同法第12条に規定するの裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以 上

# 裁決書

大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル3階 林弘法律事務所

審査請求人 山中理司

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(令和2年7月27日付け情報公開第00799号、以下「原決定」という。)に対して、上記審査請求人が令和2年8月6日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主文

本件審査請求を一部認容し、別表1に掲げる部分を開示とし、別表2に掲げる部分の不開示を維持する。

## 審査請求の要旨

本件部分開示決定のうち、「旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条6号を理由として不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）を取り消すとの決定を求める。

## 裁決の理由

再度検討を行った結果、別表1に掲げる部分については、開示することが妥当であるとの判断するに至った。別表2に掲げる部分については、原決定を維持することが妥当であると判断するに至った。

よって、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査請求に関し、法第19条第1項の規定に基づき、令和2年12月8日付け情報公開第01869号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、令和5年7月10日付け令和5年度（行情）答申第183号を得た。

令和6年3月19日

外務大臣



(別表 1)

文書番号	新たに開示する部分
文書 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 9 頁目</li><li>・ 別表 2 に掲げる部分を除く 11 頁目の本件不開示部分</li><li>・ 13 頁目</li></ul>
文書 5	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2 頁目</li><li>・ 別表 2 に掲げる部分を除く 9 頁目の本件不開示部分</li></ul>
文書 12	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 頁目</li></ul>
文書 16	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 別表 2 に掲げる部分を除く 1 頁目の本件不開示部分</li></ul>
文書 17	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 別表 2 に掲げる部分を除く 2 頁目の本件不開示部分</li><li>・ 別表 2 に掲げる部分を除く 6 頁目の本件不開示部分</li><li>・ 別表 2 に掲げる部分を除く 74 頁目の本件不開示部分</li></ul>
文書 19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2 頁目</li><li>・ 3 頁目の下から 2 行目ないし 5 行目の本件不開示部分</li><li>・ 4 頁目</li><li>・ 5 頁目</li><li>・ 6 頁目の内線番号を除く部分</li><li>・ 7 頁目</li></ul>

(別表 2)

文書番号	本件不開示維持部分
文書 1	・ 11 頁目の 2 行目左から 11 文字目ないし 18 文字目
文書 5	・ 9 頁目の 10 行目左から 9 文字目ないし 15 文字目
文書 16	・ 1 頁目の下から 14 行目左から 5 文字目ないし 9 文字目 ・ 3 頁目の上から 1 箇所目
文書 17	・ 2 頁目の下から 8 行目左から 2 文字目ないし 6 文字目 ・ 6 頁目の上から 1 箇所目左から 2 文字目ないし 6 文字目 ・ 11 頁目 ・ 74 頁目の 8 行目左から 10 文字目ないし 13 文字目



本書は、裁決書の謄本である。

令和 6年 3月19日

外務省大臣官房総務課長

